

死刑執行に対する会長声明

本年7月、いわゆるオウム真理教事件に関する死刑確定者に対して死刑が執行されたことは記憶に新しいところである。

犯罪により奪われた命は二度と戻ってこない。このような犯罪は決して許されず、被害者の遺族の方が厳罰を望むことは自然な感情である。悲惨な体験をした犯罪被害者・遺族に対する十分な支援を行うことは、社会全体の責務である。

一方、死刑制度は、罪を犯した人の更生と社会復帰の観点から見たとき、その可能性を完全に奪うという問題点を有している。また、誤判・えん罪による生命侵害という取り返しのつかない危険も有している。したがって、死刑の執行についても、単に、犯罪に対する応報と捉えるのみならず、それ自体、人の生命に関わる極めて重大な人権問題を内包するものと捉えられなければならない。

死刑の廃止は国際的な趨勢である。2016年12月末現在、死刑を廃止又は停止している国は141か国に及び、世界の中で3分の2以上を占めている。そして、OECD（経済協力開発機構）加盟国35か国のうちでも、死刑を残置しているのは、日本、米国、韓国の3か国だけであるが、韓国は事実上の死刑廃止国であり、米国も多くの州で死刑廃止なし死刑の執行停止が宣言されており、OECD加盟国のうち死刑を国家として統一的に執行しているのは、日本だけである。

このような死刑制度が抱える重大な問題性や国際的な死刑廃止への潮流に鑑み、日本弁護士連合会は、2016年10月7日、第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、日本で国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることを宣言した。同宣言は、犯罪被害者や遺族への支援の拡充を求める一方、人権を尊重する民主主義社会における刑罰制度は、犯罪への応報にとどまらず、社会復帰の達成に資するものでなければならないとの観点から、死刑制度を含む刑罰制度全体の抜本的見直しを求めるものである。日本弁護士連合会は、本年11月12日、法務大臣に対し、この宣言に基づく要請をおこなったところである。

オウム真理教による一連の犯罪は重大な被害をもたらし、社会的にも大きな影響を与えたが、そうであるからといって、死刑制度の問題点が無くなるわけではない。被害者やその家族への支援を更に充実させつつ、刑罰制度を抜本的に見直すために国民的議論をしていくことが今こそ求められているというべきである。

当会としても、死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革に向けて会内外での議論や情報提供を行うことを表明し、同時に、法務大臣に対し、死刑制度に関する国民的議論が終了するまでの間、死刑執行を停止することを求めるものである。

2018年 11月 14日

愛媛弁護士会
会長 中川 創太

